

BOOK

◆国際栽培植物命名規約第7版(大場秀章監修・特定非営利活動法人栽培植物分類名称研究所訳、アボック社刊、1万4286円、菊判194頁、☎0467-45-5119)



毎日のように作出される新品种。こうした新しい植物に名前を付けるための国際ルールブックが、初めて日本語訳された。

日本の品种が海外に、海外の品种が日本へと、花や野菜、果樹など農・林业で利用される

栽培植物(作物も含むため園芸植物とは訳さない)は国際規模で流通する商品となっている。このような場で、同種の植物を異名で取り扱うなどの混乱を避けるために、命名法を統一して、植物の素性がわかるようになると、国際園芸学会が50数年前に規約を作成した。

本書は04年に出版された第7版の邦訳版。東大名誉教授・大場秀章氏の監修で、同氏を含めて産学から参加した6氏で翻訳。なお、この翻訳事業は植物の情報を的確に伝えるため、適切な名前を用いることを啓発することを目的に、05年に設立された特定非営利活動法人栽培植物分類名称研究所の設立記念事業と位置付けられている。

学名ではなく、各国の言語で普段利用する植物名を、命名するための規定。植物の特性などわかりやすく、簡潔に表すことを目的にしているので、育種や生産に携わる実務者にとって大切な「ルールブック」に

なっている。

本書で扱うのは、栽培植物の「栽培品種」と「グループ」。命名方法や登録時のルール、接木によって異なる2属の植物を合わせた「接木キメラ」や、ラン関係者が用いるランの命名法に関する規定も掲載している。

命名や登録時のルール、国際栽培品種登録機関、各国の種苗登録行政機関等のリスト、英語と対比させた専門用語の解説も付されている。

